

静岡県告示第666号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和6年10月22日

静岡県知事 鈴木康友

1 区域の名称

杉山札ノ平A 急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の表示

次に掲げる標柱により表示された土地

郡市	区町	大字	字	地番	
静岡市	清水区	杉山	札ノ平	次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から11号までを順次結んだ線及び標柱1号と11号を結んだ線に囲まれた区域	
				13	1号
				38-1	2号
				37	3号
				34-1	4号
				椎木林	5号
				41-4	6号
				札ノ平	7号
				25	8号
				24-2-2	9号
				21-1・21-2	10号
17-1	11号				
15-1	11号				